

公立大学法人横浜市立大学金沢八景キャンパスにて保管する公用車運転管理要綱

制 定 平成20年12月5日
最近改正 令和4年4月1日

(目的)

第1条 この要綱は、公立大学法人横浜市立大学（以下「法人」という。）金沢八景キャンパスにて保管する公用車（以下「八景公用車」という。）を職員が運転するに際し、適正な管理及び安全な運転を確保し、もって円滑な業務の遂行に資することを目的とするとともに、職員の利用ニーズを踏まえ、より計画的・効率的な活用が図られるよう必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において「職員」とは、常勤職員及び非常勤職員をいう。

(自動車管理者)

第3条 公立大学法人横浜市立大学公用車管理規程第3条に基づき、八景公用車の自動車管理者は総務部総務課長とする。また、自動車管理者は運転者登録を行った職員に対し、技能知識その他安全運転を確保するために必要な事項について、講習会等への参加等適宜教育指導を行うように努めなければならない。

- 2 自動車管理者は、運転日報（第1号様式）を備えなければならない。
- 3 自動車管理者は、八景公用車の運用について、混乱の生じないよう使用調整や運行日程の管理を行う。

(運転者登録の届出)

第4条 八景公用車を運転しようとする職員は、予め自動車運転者登録届（第2号様式）を自動車管理者に届け出なければならない。ただし、緊急その他、自動車管理者がやむを得ないと認める場合においては、口頭により届け出ができるものとする。

- 2 前項ただし書きにおいて、口頭による届出を行った者は、事後速やかに運転者登録届出書を提出しなければならない。
- 3 運転者登録を取消しようとする職員は、自動車運転者登録取消届（第3号様式）を自動車管理者に届け出なければならない。
- 4 運転者登録をしている職員が退職した場合（横浜市派遣職員については法人への派遣期間が終了した場合も含む。）は、前項の規定に関わらず、自動車管理者は運転者登録を取り消すことができる。

(運転者登録の要件)

第5条 自動車管理者は、前条第1項の規定による届出があった場合においては、次の各号に掲げる要件を満たす者であることを確認し、登録する。ただし、業務の遂行上、自動車管理者がやむを得ないと認める者については、この限りでない。

- (1) 21歳以上であること。
- (2) 運転免許取得後1年以上の期間を経過していること。
- (3) 八景公用車の運転について本人の意向が確認できている者であること。

(4) 過去3年間に重大な違反・事故を起こし、運転免許の取消又は停止処分を受けていること。

(運転の禁止)

第6条 職員が各号の一に該当する場合においては、八景公用車の運転を禁止する。

- (1) 体調不良等により運転業務に支障が生じる恐れのあるとき。
- (2) 前条各号に定める要件を満たさない者。
- (3) その他運転することが適当でないと自動車管理者が認めるとき。

(利用の範囲)

第7条 八景公用車利用の範囲は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 各課の業務に必要な現場への出張
- (2) 各課の業務に係る事務連絡、調査、広報及び物品の運搬等
- (3) 災害対策に係る事務連絡、人員及び物品の運搬等
- (4) 学生用の教材や大学のP R活動等
- (5) 特に、自動車管理者が必要と認めたもの

2 前項各号に掲げる利用範囲のうち、宿泊を要する場合については利用を認めないこととする。但し、自動車管理者が必要と認めた場合についてはこの限りではない。

(運転者の遵守事項)

第8条 八景公用車の運転者は、道路交通法令を遵守し安全運転に努めるとともに、次の各号を守らなければならない。

- (1) 予め出張命令簿により処理しなければならない。
- (2) 運行開始前に始業点検を行うこと。
- (3) 点検結果に異常がある場合は、速やかに自動車管理者に報告し、指示を仰ぐこと。
- (4) 乗車毎に運転日報等に必要事項を記入し、自動車管理者に報告すること。
- (5) 八景公用車の鍵は、乗車終了後直ちに定められた保管場所に返納すること。

(公用車の保管場所)

第9条 八景公用車の保管場所は、自動車管理者が指定した場所とする。

(交通事故)

第10条 交通事故が発生した場合は、加害・被害にかかわらず、運転者及び同乗者は道路交通法令に定める措置を講じなければならない。

2 前項の場合において、運転者又は同乗者は、速やかに自動車管理者へ報告するものとする。

3 交通事故処理に関しては、別に定めるところによる。

(車両の整備)

第11条 自動車管理者は、道路運送車両法令等の定めるところに従い、八景公用車の整備点検を行い、常に当該車両が保安基準に適合するよう維持しなければならない。

(経費負担)

第12条 八景公用車の使用や維持管理などに要する費用については、総務部総務課が負担する。なお、自動車管理者が必要と認めた場合は、使用によって発生する燃料費、有料道路通行料、駐車場料金等を車両使用課に負担させることができる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるものほか、八景公用車の運転管理に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年12月5日より施行する。

附 則

この要綱は、平成23年5月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日より施行する。

第1号様式

第2号様式

自動車運転者登録届

所 属																	
氏 名		(職員番号：)															
運 転 免 許 證	種 類																
	番 号																
	取得年月日	年 月 日															
<p>公立大学法人横浜市立大学金沢八景キャンパスにて保管する公用車運転管理要綱第5条に掲げる運転者登録要件を満たしているため、同要綱第4条第1項の規定に基づき、運転者の登録を届け出ます。</p> <p><input type="checkbox"/> 私は、21歳以上です。 <input type="checkbox"/> 私は、運転免許取得後、1年以上経過しています。 <input type="checkbox"/> 私は、過去3年間に重大な違反・事故を起こし、運転免許の取消又は停止処分を受けていません。また、今後に重大な違反・事故を起こした場合には、後3年間は八景公用車の運転をいたしません。</p>																	
年 月 日																	
氏名 印																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>総務課長</th> <th>庶務担当 係長</th> <th>庶務担当</th> <th>所属課長 学部長・研究科長</th> <th>所属係長 (※)</th> <th>申請者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>						総務課長	庶務担当 係長	庶務担当	所属課長 学部長・研究科長	所属係長 (※)	申請者						
総務課長	庶務担当 係長	庶務担当	所属課長 学部長・研究科長	所属係長 (※)	申請者												

(運転免許証 確認済み)

(※) …教員の場合は不要

第3号様式

自動車運転者登録取消届

所 属																	
氏 名		(職員番号：)															
運 転 免 許 証	種 類																
	番 号																
	取得年月日	年 月 日															
<p>公立大学法人横浜市立大学金沢八景キャンパスにて保管する公用車運転管理要綱 第4条第3項の規定に基づき、運転者の登録取消を届け出ます。</p>																	
年 月 日																	
氏名 印																	
<table border="1"><tr><td>総務課長</td><td>庶務担当 係長</td><td>庶務担当</td><td>所属課長 学部長・研究科長</td><td>所属係長 (※)</td><td>申請者</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>						総務課長	庶務担当 係長	庶務担当	所属課長 学部長・研究科長	所属係長 (※)	申請者						
総務課長	庶務担当 係長	庶務担当	所属課長 学部長・研究科長	所属係長 (※)	申請者												

(※) …教員の場合は不要